

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民参画部 令和元年度分(必要に応じて平成30年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 2 年 1 月 29 日
提出日(最新提出日)	令和 2 年 4 月 17 日
担当	市民協働推進部 市民協働推進政策課 (TEL 2770)

指摘事項	措置状況
<p>1 未収金の回収について 現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民参画費貸付金元利収入の収入未済額は、平成30年度末で12,873,444円である。令和元年10月末現在では、過年度未収金が10,869,614円である。 今後とも過年度未収金の早期回収に努められたい。</p>	<p>過年度未収金の早期回収に向け、定期的な納付がない債務者に対し督促状を発送した。(令和2年3月) また、定期的に臨戸徴収、電話催告を実施した。 その他、定期的に納付がない債務者と今後の納付計画について話し合った。 また、債務者が死亡し相続人がいない案件について、相続財産を換価するため抵当権の実行手続きの申し立てをした。</p>
<p>2 交通事故の防止について 平成30年4月から令和元年10月までの監査対象期間中に、公用車の後退時における事故が3件発生した。(市民参画政策課・人権啓発センター) そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。(国際課) 後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>公用車の後退時における事故が発生したことから、課内職員に対する交通安全研修を実施した。事故の内、自損事故の割合はバックでの事故が多いことから、バック事故防止策、特に同乗者がいる場合には、同乗者にも確認を補助させ、事故防止に努めること等、注意点等を周知徹底した。あわせて、その他の交通事故防止策や交通事故を起こした場合の初動対応についても周知徹底した。(市民協働推進政策課) 車を後退させる場合は、死角があることを認識し、いったん止まり、側方間隔等を確認して注意深くアクセル操作をするよう課内職員に指導した。(人権啓発センター)</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民参画部 令和元年度分(必要に応じて平成30年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 2 年 1 月 29 日
提出日(最新提出日)	令和 2 年 4 月 23 日
担 当	ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課 (電話6243)

指摘事項	措 置 状 況
<p>2 交通事故の防止について 平成30年4月から令和元年10月までの監査対象期間中に、公用車の後退時における事故が3件発生した。(市民参画政策課・人権啓発センター) そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。(国際課) 後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>公用車の運転に際しては、運転者及び同乗者それぞれに対して、後退時の安全確認を含めた交通事故防止に努めるよう周知を徹底している。(国際課)</p>